

緊急事態宣言発出による 酒類の販売中止のお知らせ

当倶楽部では、かねてより蔓延防止等の措置を講じて新型コロナウイルス感染対策の徹底に努めております。埼玉県からの「緊急事態措置 特措法第45条第2項に基づく要請」に従い、酒類の販売・提供を一定期間中止とさせていただきます。

館内・コースへの酒類のお持込みや飲酒も固くお断り致します。

ご来場のお客様には大変ご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

期間 令和3年8月2日～同年9月30日(木)

児玉カントリー倶楽部